

上下水道料金及び公営企業会計システム導入業務

基本仕様書

令和3年6月

芳賀中部上水道企業団

## 1 目的

本仕様書は、上下水道料金及び公営企業会計システム（以下「システム」という。）の導入業務（以下「本業務」という。）を実施するにあたり、芳賀中部上水道企業団（以下「当企業団」という。）がシステム導入の受託予定者（以下「受託者」という。）に求める事項を定めたものである。

## 2 業務概要

本業務は、システムを構築し、システムを円滑に稼働させるため既存システムのデータ移行および関連する業務を実施するものである。

受託者に要求する内容は、以下のとおりである。

- (1) 多くの導入実績を有する水道事業向けシステムのパッケージ製品を利用し、これに本仕様及び別紙の機能要件を満たすための追加及び変更等を行うこと。
- (2) システムを稼働させるため、現行システムのデータを確実に移行すること。
- (3) 自己の責任と負担において、システムを稼働させるに当たり必要なテスト、検証を行うこと。
- (4) 当企業団の指定する金融機関と口座振替及び振込依頼読み取りテストを実施すること。
- (5) 当企業団の指定するコンビニエンスストア収納委託業者とバーコード読み取りテスト及び収納データの受信テストを実施すること。
- (6) 常に最新システムが使用でき、要望や社会情勢に対応するため適宜システムバージョンアップを実施すること。
- (7) 可能な限りリスクの少ない提案をすると共に、移行時における職員の通常事務に負荷のかからない方式を最大限検討すること。
- (8) システムの運用サポート及び保守を行うこと。
- (9) その他関連する業務を行うこと。

## 3 業務実施に関する事項

- (1) 受託者は、システムの機能が十分発揮できるよう、本仕様書その他関係書類に基づき誠実に業務を履行しなければならない。
- (2) 受託者は、業務の実施にあたり関連する関係法令等を順守しなければならない。
- (3) 受託者は、業務記録等の業務の履行又は確認に必要な書類を整備し、本企業団が提出を求めた場合は、速やかに提出しなければならない。ただし、打合せ事項については、その都度議事録を提出しなければならない。
- (4) 受託者は、芳賀中部上水道企業団情報公開及び個人情報保護に関する条例ほか関係法令を順守し、業務の履行に際して知り得た個人情報その他の事項を第三者に開示又は不当な目的で使用してはならない。
- (5) 受託者は、本仕様書に基づき、全体作業の工程その他諸状況を勘案し、適切な作業班を編成するとともに、確実な作業計画を立案したうえで本業務に着手しなければならない。

#### 4 水道料金システム 料金調定の概要等

##### (1) 月間調定件数

上水道 : 約 18,000 件

下水道 : 約 5,600 件

##### (2) 調定、収納処理状況

調定回数 : 年12回(毎月15日調定) ※土日、祝祭日は前営業日

納入通知書発行 : 調定日発行、月末納期 (約3,000通/月)

口座振替 : 毎月25日・土日祝祭日は翌営業日 (約15,200件/月)

検針 : 28日から10日

#### 5 公営企業会計システム 各データ概要

(1) 債権者 : 約 1,300 件

(2) 金融機関 : 約 33,800 件 ※金融機関情報及び本支店情報の合算

(3) 固定資産 : 約 3,700 件

(4) 企業債 : 12 件(現在償還中の台帳のみ)

(5) 貯蔵品 : 169 種類(材料:164 種類、量水器:5 種類)

#### 6 データ移行

既存システムからのデータ移行に際し、当企業団と受託者は協力して既存システムのデータ移行を実施するものとする。既存システムからの抽出及び抜出は、受託者の負担にて現行事業者が行うこと。そのための現行システムからのデータ抽出費用については、当該業務委託見積書に含めること。また、原則として、既存システム抽出データ(CSV形式)については現行のシステムに存在する全てのデータとする。

##### (1) 料金システム

①既存システム納入業者とデータ移行に関する仕様及びスケジュール等を協議し確実にデータ移行を実施すること。

②必要データの移行については、本稼働実施前に行うほか2回程度実施するものとする。

③データ移行後、各種データの突合作業を実施すること。

④データ移行後、実機での一連業務の各種検証作業を実施すること。

⑤既存システムからのデータ抽出については、当企業団が実施するものとする。ただし、既存システム納入業者が受託者となった場合、既存システムから新システム環境へのデータ移行及び変換に伴う費用は受託者の負担とする。

⑥本稼働前月の口座振替データは、既存システムでデータ作成するものとするが、データ取込みについては新システムで対応できるよう調整すること。

##### (2) 公営企業会計システム

①既存システム納入業者とデータ移行に関する仕様及びスケジュール等を協議し確実にデータ移行を実施すること。

②既存システムのデータを有効利用し、入力作業は全て受託者が行うこと。

③移行の内容については、以下の通りとする。

予算科目 : 協議の上再構築

当初予算 : 全て移行

勘定科目 : 協議の上再構築

債権者 : 全て移行  
金融機関 : 全て移行  
固定資産 : 全て移行  
企業債 : 全て移行  
貯蔵品 : 全て移行  
勘定残高 : 移行された伝票より計算すること  
伝票 : 全て移行(制度改正前の情報も閲覧可能なこと)

- ④ 具体的な移行の手法については、データの準備（抽出・加工）から完了に至るプロセスを含め、当企業団と協議のうえ確定すること。

## 7 機器仕様

### (1) 全般

本業務で導入するシステムの各種機器については、過度な仕様は不要であるが、将来に十分な余裕をもって稼働するもので構成すること。ただし、以下に記述のある要件、仕様を満たすこと。

### (2) システム全般

- ・ Web 若しくはクライアントサーバ方式のシステムであること。
- ・ クライアントOSは Windows10 Professional で動作保証されていること。
- ・ 使用するデータベースは SQLServer や Oracle 等広く実績のあるものを使用すること。

### (3) メインサーバ及びサブサーバ

- ・ サーバはラック型であること。また、メンテナンスの必要性も考え現地で操作できる環境も合わせて構築すること。
- ・ 運用管理の面、耐障害性、レスポンス及びコスト等を考慮し、最も適切であると考えられる構成で設置すること。
- ・ 障害対策について適切な対応となるよう留意すること。  
また、自動スケジュール運転とし、交換オペレーションが伴わない自動バックアップ処理が可能なこと。
- ・ データが破損した場合にも迅速に復旧できるものとする。

### (4) クライアント

- ・ 業務用パソコン3台、窓口用パソコン5台 計8台
- ・ 窓口用パソコンは芳賀中部上水道企業団に2台、芳賀町、益子町及び市貝町に1台ずつ設置
- ・ 本体：デスクトップ型又はデスクトッパ一体型
- ・ CPU：インテル Corei7-10700 (2.9GHz) 同等以上
- ・ メモリ：16GB 以上
- ・ 内蔵 HDD：500GB 以上
- ・ 通信機能：10/100/1000BASE-TX 対応
- ・ 光ディスクドライブ：DVD-ROM
- ・ ディスプレイ：23型 SXGA 液晶（解像度 1280×1024）以上
- ・ マウス：光学式スクロールボタン付
- ・ キーボード：テンキー付キーボード

- ・OS：Windows10 Professional
- ・アプリケーション：Microsoft Office Personal2019
- ・無停電電源装置：安全にシャットダウンできるバッテリー容量を有すること。
- ・その他：リカバリーCD-ROMを添付すること。

(5) プリンタ

- ・モノクロレーザープリンタ：4台(窓口用：3台、大量印刷用：1台)
- ・印刷速度：A4 39枚/分以上(片面)
- ・大量印刷用は1,500枚程度の納付書を一括して出力ができる機能を有していること。

(6) バーコードタッチスキャナ

- ・GS1-128対応、USB接続可能のもの：2台

(7) 検針機器

- ・プリンター一体型ハンディターミナル又はスマートデバイス(携帯型サーマルプリンタを含む)：18台(うち、2台は予備)

(8) システムソフトウェアライセンス

上下水道料金システム：8ライセンス

公営企業会計システム：3ライセンス

(9) その他

各機器に必要なケーブル類や設置場所に必要なHUB、ルーター等、システムを稼働させるために必要な機器は全て受託者の負担で準備すること。

(10) 機器類の撤去

契約終了等による機器等の撤去費用については受託者の負担とする。また、その際には機器内の個人情報等を消去し、復元されない手段を講ずること。

8 機器設置要件

納入機器は芳賀中部上水道企業団、芳賀町、益子町及び市貝町に設置することとする。

また、各機器の設置位置については、別途当企業団と受託者が協議の上決定するものとする。

9 システムに関する要求機能

別紙「芳賀中部上水道企業団上下水道料金及び公営企業会計システム機能要件確認書」による。

10 運用サポート

(1) 保守範囲

- ・システムのほか、ハードウェア、ソフトウェアについても保守サポートを実施すること。
- また、サポートの範囲内で無停電電源装置のバッテリー交換を行うこと。

(2) 保守方法

- ・ハードウェアの定期点検(年1回以上)を実施し、障害の予防保守を行うこと。
- ・効率的な決算・予算処理の支援を行うため、定期訪問(年2回以上)を実施し、操作等の説明を行うこと。
- ・パッケージプログラムのバージョンアップ(改修・修正)を行った場合、定期的な

更新作業を保守の範囲内で行うこと。

(3) 障害対応

- ・システム障害発生時の復旧業務において、マニュアルに対応方法が記載されている場合であっても、当企業団が対応を求めた場合は作業の支援を行うこと。
- ・サーバ機器については、当日対応オンサイト保守を行うこと。
- ・ソフトウェアの障害については申告受付後、速やかに調査を開始し、対応すること。

(4) 問い合わせ対応

- ・システムの操作方法やトラブル等に関する問い合わせ窓口を設置し、原則として電話（内容によっては電子メール）により対応すること。
- ・対応時間は、平日9時から17時15分までを基本とする。  
ただし、緊急を要する場合はこの限りではない。
- ・システムの正常な運用を維持するための問い合わせに迅速に対応すること。

1.1 納期及び成果物

(1) 納期

令和4年2月1日からシステム本稼動が可能となるよう納品すること。

また、令和3年12月から既存システムとの並行運用期間とし、本稼動に支障がないよう、システム構築及び環境設定を行うものとする。

(2) 成果物

納期限までに以下の成果物を納品すること。

- |                    |    |
|--------------------|----|
| ・上下水道料金システム        | 1式 |
| ・公営企業会計システム        | 1式 |
| ・上下水道料金システム操作マニュアル | 5部 |
| ・公営企業会計システム操作マニュアル | 2部 |
| ・打合せ議事録            | 1式 |
| ・保守体制表             | 1部 |

1.2 その他

- (1) 本仕様書に明記されていない事項であっても、業務を履行するうえで当然必要な事項については、良識ある判断に基づいて実施しなければならない。
- (2) やむを得ない事由により本仕様書の変更を要する場合は、当企業団の承認を得て変更することができるものとする。ただし、変更に伴い発生する経費は受託者の負担とする。
- (3) 当仕様書に疑義が生じた場合又は本仕様書に定めのない事項が生じた場合は、当企業団と受託者が協議のうえ決定するものとする。
- (4) 次回のシステム導入の際のデータ移行作業（データ抽出・移行・その他作業）に係る経費を受託者の負担により行うものとする。また、その際は原則として、抽出データ(CSV形式)については現行のシステムに存在する全てのデータとする。
- (5) 本業務における全てのデータは、すべて当企業団に帰属するものとする。